

昭島市在宅医療・介護連携推進委員会について

1 委員会の設置（昭島市在宅医療・介護連携推進委員会要綱第1条）

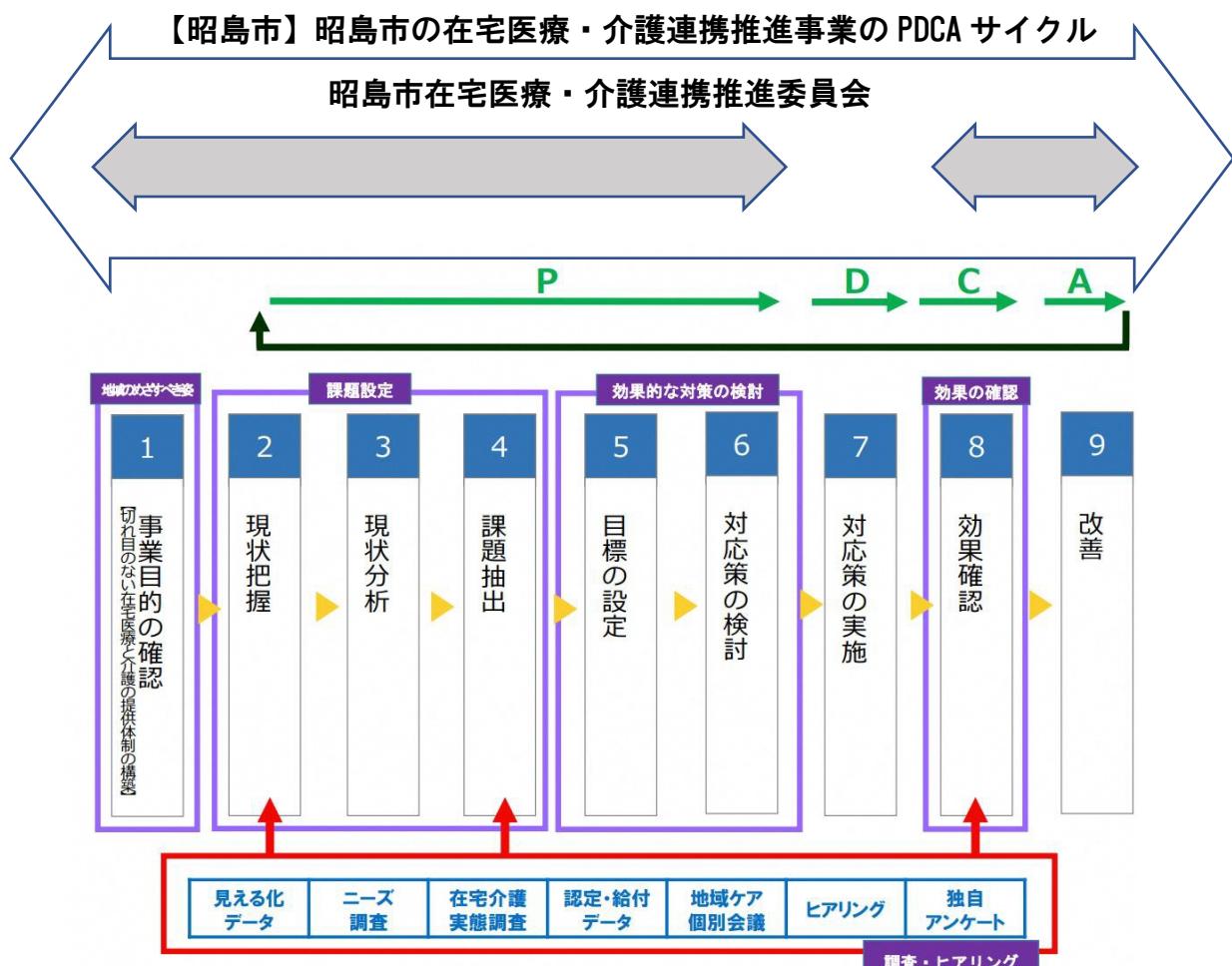
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、昭島市における医療機関と介護事業者などの関係者の協働及び連携を推進するとともに、地域の課題について対応策を検討するため設置。

2 設置の目的（在宅医療・介護連携推進事業の手引き P6）

国は第8期介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度）により、市町村における在宅医療・介護連携推進事業は地域の医療関係者、介護関係者や住民と地域の目標すべき姿（地域の理想像）を共有し、PDCAサイクルに沿った取組をより求められていることから、昭島市においては本委員会を通じて、医療機関や介護事業者などの連携推進、PDCAサイクルに沿った事業の実施を多職種の委員により協議いただく予定。

3 委員会のPDCAサイクルにおける役割

本委員会では、昭島市における【P】施策立案（目標設定、対策検討等）、【C】効果確認、【A】改善の各段階において、多職種により構成される委員の様々な視点から、当市における在宅医療・介護連携の推進のため、協議すること。



4 在宅医療・介護連携推進の事業目的（めざすべき姿）の確認

昭島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（関連事項）

【基本理念】高齢者がいきいきと暮らすまち 昭島

➡ **【基本目標1】 住み慣れた地域で安心して暮らし続ける**

➡ **【目標達成の方向性】（1）地域支援事業の充実**

事業名		類型
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	訪問型サービス
		通所型サービス
		生活支援サービス
		介護予防ケアマネジメント
	一般介護予防事業	介護予防把握事業
		介護予防普及啓発事業
		地域介護予防活動支援事業
		一般介護予防事業評価事業
		地域リハビリテーション活動支援事業
	包括的支援事業	地域包括支援センターの運営
		在宅医療・介護連携推進事業
		認知症総合支援事業
		生活支援体制整備事業
	任意事業	地域ケア会議推進事業
		介護給付適正化事業
		その他の事業（家族介護支援事業等）

【在宅医療・介護連携推進事業において4つの場面ごとのめざすべき姿】

在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携した対応が求められる場面を意識した取組みが必要とされており、以下の4つの場面ごとにめざすべき姿を設定し、達成に向けそれぞれ現状分析・課題抽出・目標設定等をすることが重要。（手引き P23、24）

日常の療養支援	入退院支援	急変時の対応	看取り
医療と介護が必要になっても、住み慣れた場所で生活することができる。 (手引き P25)	入院治療が終了したら、望む場所へ不安なく退院することができる。 (手引き P30)	急変時にも、自分の意思が尊重された適切な対応（治療）を受けることができる。 (手引き P34)	人生の最終段階は、自分の望む場所で迎えることができる。 (手引き P37)